

# 水道施設の技術的基準を定める省令の基準値

平成十二年厚生省令第十五号

## 別表第二(資機材等)

基準項目		基準値
1	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.0003 mg/L以下
2	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005 mg/L以下
3	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001 mg/L以下
4	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001 mg/L以下
5	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001 mg/L以下
6	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.002mg/L以下
7	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L以下
8	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001 mg/L以下
9	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0 mg/L以下
10	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08 mg/L以下
11	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1 mg/L以下
12	四塩化炭素	0.0002 mg/L以下
13	1, 4-ジオキサン	0.005 mg/L以下
14	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L以下
15	ジクロロメタン	0.002 mg/L以下
16	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L以下
17	トリクロロエチレン	0.001 mg/L以下
18	ベンゼン	0.001 mg/L以下
19	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L以下
20	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1 mg/L以下
21	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.02 mg/L以下
22	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03 mg/L以下
23	銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1 mg/L以下
24	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、20 mg/L以下
25	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005 mg/L以下
26	塩化物イオン	20 mg/L以下
27	蒸発残留物	50 mg/L以下
28	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下
29	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L以下
30	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005 mg/L以下
31	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 mg/L以下
32	味	異常でないこと
33	臭気	異常でないこと
34	色度	0.5度以下
35	濁度	0.2度以下
36	1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L以下
37	アミン類	トリエチレンテトラミンとして0.01 mg/L以下
38	エピクロロヒドリン	0.01 mg/L以下
39	酢酸ビニル	0.01 mg/L以下
40	N・N-ジメチルアニリン	0.01 mg/L以下
41	スチレン	0.002 mg/L以下
42	二・四-トルエンジアミン	0.002 mg/L以下
43	二・六-トルエンジアミン	0.001 mg/L以下
44	一・二-ブタジエン	0.001 mg/L以下
45	一・三-ブタジエン	0.001 mg/L以下

令和4年4月1日付

# 水道施設の技術的基準を定める省令の基準値

平成十二年厚生省令第十五号

## 別表第一(薬品等)

基準項目		基準値
1	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.0003 mg/L以下
2	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005 mg/L以下
3	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001 mg/L以下
4	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001 mg/L以下
5	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001 mg/L以下
6	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.002 mg/L以下
7	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L以下
8	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001 mg/L以下
9	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0 mg/L以下
10	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1 mg/L以下
11	四塩化炭素	0.0002 mg/L以下
12	1, 4-ジオキサン	0.005 mg/L以下
13	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L以下
14	ジクロロメタン	0.002 mg/L以下
15	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L以下
16	トリクロロエチレン	0.001 mg/L以下
17	ベンゼン	0.001 mg/L以下
18	塩素酸	0.4 mg/L以下
19	臭素酸	0.005 mg/L以下
20	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1 mg/L以下
21	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03 mg/L以下
22	銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1 mg/L以下
23	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005 mg/L以下
24	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下
25	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L以下
26	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005 mg/L以下
27	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 mg/L以下
28	味	異常でないこと
29	臭気	異常でないこと
30	色度	0.5度以下
31	アンチモン及びその化合物	0.002 mg/L以下
32	ウラン及びその化合物	0.0002 mg/L以下
33	ニッケル及びその化合物	0.002 mg/L以下
34	1, 2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L以下
35	亜塩素酸	0.6 mg/L以下
36	二酸化塩素	0.6 mg/L以下
37	銀及びその化合物	0.01 mg/L以下
38	バリウム及びその化合物	0.07 mg/L以下
39	モリブデン及びその化合物	0.007 mg/L以下
40	アクリルアミド	0.00005 mg/L以下

令和4年4月1日付